

# 訪問看護ステーションみちラボ和歌山

## 重要事項説明書

### 1. 訪問看護ステーションみちラボ和歌山による訪問看護の概略

訪問看護ステーションみちラボ和歌山（以下「ステーション」という）が訪問看護・介護予防訪問看護を提供する事により、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。訪問看護師は、訪問看護に必要な知識、技術と人間性を磨き、必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。

事業の運営にあたって、市及び保健所、福祉サービス、医療機関、施設の諸サービスと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

- 事業所名 訪問看護ステーションみちラボ和歌山
- 所在地 和歌山県和歌山市鳴神 1204-2 アルコバレーノ 1C
- T E L 073-499-1005
- F A X 073-499-1006
- 介護保険事業所・事業所指定番号： 3060191339
- サービスを提供する地域

市	町名
和歌山市	全域
岩出市	全域
紀の川市	全域
海南市	全域

#### ○サービスの提供時間

- 営業日 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時  
休業日 日曜日及び年末年始（12月30日～1月3日）  
緊急時訪問看護の体制を取っていますが、利用の際は契約が必要となります。
- 訪問時間
- 1 20分未満
  - 2 30分未満
  - 3 30分以上1時間未満
  - 4 1時間以上1時間30分未満
  - 5 作業療法士等による訪問看護の場合 1回20分

## ○事業所の勤務体制

区分	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
訪問看護師	看護師	2名	1名	3名
事務職員		1名		1名

(令和5年4月1日現在)

## 2. サービスの内容

主治医の「訪問看護指示書」に基づき、居宅サービス計画に沿って訪問を行ないます。

### ① 病状に合わせた看護をいたします。

- ・病状の観察と判断（血圧、体温、脈拍、呼吸の測定）
- ・食事、清潔、排泄、移動の介助
- ・薬の飲み方と管理
- ・精神症状・障害状況の観察
- ・生活技能の獲得又は再獲得のための支援及び助言
- ・社会福祉制度活用の支援及び助言
- ・医師の指示による医療処置（床ずれの手当、傷の手当、各種カテーテルの管理、吸入、吸引、在宅酸素の管理、その他）
- ・ターミナルケア
- ・療養生活に関する相談、助言

### ② 主治医との連絡、調整

- ・主治医への病状の報告と相談
- ・主治医からの治療方針と指示を受ける
- ・緊急時の対応

## 3. 利用料金

### （1）利用料【介護保険】

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割、2割又は3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

	訪問時間	1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
看護師による訪問1回につき	20分未満	313円	626円	939円	3,130円
	予防訪問看護	302円	604円	906円	3,020円
	30分未満	470円	940円	1,410円	4,700円
	予防訪問看護	450円	900円	1,350円	4,500円
	30分～60分未満	821円	1,642円	2,463円	8,210円
	予防訪問看護	792円	1,584円	2,376円	7,920円
	60分～90分未満	1,125円	2,250円	3,375円	11,250円
	予防訪問看護	1,087円	2,174円	3,261円	10,870円
准看護師による訪問1回につき	訪問時間	1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
	20分未満	281円	562円	843円	2,817円
	予防訪問看護	271円	542円	813円	2,718円
	30分未満	423円	846円	1,269円	4,230円
	予防訪問看護	405円	810円	1,215円	4,050円
	30分～60分未満	738円	1,476円	2,214円	7,389円
	予防訪問看護	712円	1,424円	2,136円	7,128円
	60分～90分未満	1,012円	2,024円	3,036円	10,125円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士による訪問	予防訪問看護	978円	1,956円	2,934円	9,783円
	訪問時間	1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
	20分(1回分)	293円	586円	879円	2,930円
	予防訪問看護	283円	566円	849円	2,830円
	40分(2回分)	586円	1,172円	1,758円	5,860円
	予防訪問看護	566円	1,132円	1,698円	5,660円
	60分(3回分)	791円	1,582円	2,373円	7,910円
	予防訪問看護	424円	848円	1,272円	4,245円

※リハビリの訪問は1週間で6回分(120分)までとなります。理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものです。

## (2) 加算項目【介護保険】

以下のサービスを提供する場合は、前述の利用料金に加えて以下の各加算料金が発生します。

加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
特別管理加算 (月1回加算)	特別管理加算(I)	500円	1,000円	1500円	5,000円
	特別管理加算(II)	250円	500円	750円	2,500円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
緊急訪問看護加算(月1回加算)		574円	1,148円	1,722円	5,740円

※当該緊急時訪問を行った場合は、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算との同時算定は行わない。但し、1ヶ月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
看護体制強化加算I(該当月に加算)		550円	1100円	1,650円	5,500円
看護体制強化加算II(当該月に加算)		200円	400円	600円	2,000円
看護体制強化加算(当該月に加算) (介護予防看護の場合)		100円	200円	300円	1000円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
ターミナルケア加算(該当月に加算)		2,000円	4,000円	6,000円	20,000円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
長時間訪問加算(訪問1回につき加算)		300円	600円	900円	3,000円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
複数名訪問加算I (訪問1回につき加算)	30分未満	254円	508円	762円	2,540円
	30分以上	402円	804円	1,206円	4,020円
複数名訪問加算II (看護補助同行)	30分未満	201円	402円	603円	2,010円
	30分以上	317円	634円	951円	3,170円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
初回加算(該当月に加算)		300円	600円	900円	3,000円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
退院時共同指導加算(該当月に加算)		600円	1,200円	1,800円	6,000円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
看護・介護職員連携強化加算 (月1回加算)		250円	500円	750円	2,500円
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
夜間・早朝加算		上記基本単価の25%増			
深夜加算		上記基本単価の50%増			

※夜間=18時~22時、深夜=22時~6時、早朝=6時~8時

加算名	1割負担	2割負担	3割負担	基本利用料
サービス提供体制強化加算 (訪問1回につき加算)	6円	12円	18円	60円

※理学療法士等による訪問は20分を1回として加算します。

### (3) キャンセル料【介護保険】

当日キャンセルされた場合は、キャンセル料として、介護保険負担割合と同割合の金額を申し受けるものとします。

### (4) その他の利用料【介護保険】

利用者又は家族の選択・希望により次のサービスを行なった場合は、それぞれに定める利用料を請求します。

その他の利用料の種類	利 用 料
交通費	各サービス提供地域は無料。 その他の地域については、サービス提供地域外になる地点から起算して1キロメートル当たり20円。

※各事業実施地域以外の訪問看護に要した交通費の実費相当を請求する。

その他の利用料の種類	利 用 料
死後の処置	10,000円

※家族名での選択・希望により指定訪問看護の提供と連続して、消毒液等での清拭、遺体の排泄物・分泌物等への処置を行なった場合は実費相当額を請求します。

その他の利用料の種類	利 用 料
日常生活上必要な物品	実 費

※利用者の住まいでのサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担とする。利用者の選択・希望により、日常生活上必要な物品を提供する場合は実費を請求します。

その他の利用料の種類	利 用 料
領収書再発行手数料	500円

※既にお渡し済の領収書について再度発行をする場合、手数料として上記請求する。

※料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

### (5) 料金のお支払い方法【介護保険】

毎月10日以降の訪問日に前月の料金を提示いたしますので、口座振替または現金にてお支払いください。

#### 4. 医療保険

医療保険での通常の訪問看護料は、医療保険各法に定められた額とします。  
また、以下利用料・加算項目の合計料金を、上記割合に応じて請求します。

##### (1) 利用料【医療保険】

基本料金名		基本利用料
基本療養費（I） (看護師の場合) 1日につき	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
基本料金名		基本利用料
管理療養費 (看護師の場合) 1日につき	初日	7,440円
	2日目以降	3,000円×訪問日数

##### (2) 加算項目【医療保険】

以下のサービスを提供する場合は、前述の利用料金に加えて以下の各加算料金が発生します。

加算名		基本利用料
24時間対応体制加算	1月につき	6,400円
加算名		基本利用料
特別管理加算	1月につき	2,500円
加算名		基本利用料
難病等複数回訪問加算 (右記該当日ごとに)	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
加算名		基本利用料
緊急訪問看護加算	1日につき	2,650円×緊急訪問日数
加算名		基本利用料
長時間訪問看護加算	週1回に限り	5,200円
加算名		基本利用料
退院時共同指導加算	初日の訪問時に1回に限り	6,000円

※但し、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者や重症者管理加算を算定できる利用者については、この共同指導を複数日に実施した場合は、2回に限り加算できる。この場合についても、初日の訪問時に2回分加算する。

加算名		基本利用料
退院支援指導加算	初日の訪問時に1回に限り	6,000円

※但し、1人の利用者に対し1つの指定訪問看護ステーションにおいてのみ算定可。

加算名		基本利用料
在宅患者連携指導加算	月1回に限り	3,000円
加算名		基本利用料
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	1回につき (但し月2回まで)	2,000円

加算名		基本利用料
乳幼児加算または幼児加算	1回につき	500 円
加算名		基本利用料
複数名訪問看護加算	週 1回につき	4,300 円
加算名		基本利用料
時間外加算	夜間・早朝加算	2,100 円
	深夜加算	4,200 円

※夜間＝18 時～22 時、深夜＝22 時～6 時、早朝＝6 時～8 時

加算名		基本利用料
訪問看護情報提供療養費	1月につき	1,500 円
加算名		基本利用料
訪問看護ターミナルケア療養費	該当月に加算	20,000 円

### (3) キャンセル料【医療保険】

当日キャンセルされた場合は、キャンセル料として、上記基本利用料の 1 割負担分を申し受けるものとします。

### (4) その他の利用料【医療保険】

利用者又は家族の選択・希望により次のサービスを行なった場合は、それに定める利用料を請求します。

その他の利用料の種類	利 用 料
交通費	各サービス提供地域は無料。 その他の地域については、サービス提供地域外になる 地点から起算して 1 キロメートル当たり 20 円。

※各事業実施地域以外の訪問看護に要した交通費の実費相当を請求します。

その他の利用料の種類	利 用 料
死後の処置	10,000 円

※家族名での選択・希望により指定訪問看護の提供と連続して、消毒液等での清拭、遺体の排泄物・分泌物等への処置を行なった場合は実費相当額を請求します。

その他の利用料の種類	利 用 料
日常生活上必要な物品	実 費

※利用者の住まいでのサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担とします。利用者の選択・希望により、日常生活上必要な物品を提供する場合は実費を請求します。

### (5) 料金のお支払い方法【医療保険】

毎月 10 日以降の訪問日に前月の料金を提示いたしますので、口座振替または現金にてお支払いください。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

精神科訪問看護または介護保険対象の方は、ケアマネージャーや病院からの指示などによる訪問看護の申込みが必要となります。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

#### ②ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに通知いたします。

#### ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がない場合でも自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当ステーションが破産した場合。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払わない場合、利用者や利用者の家族などが当ステーションや、サービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院・入所等により1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合は、通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

### (3) サービス利用に際してのお願い

- ・病状の変化などで看護師への連絡が必要な場合は、サービス提供時間内の場合は当ステーションに連絡してください。サービス提供時間外の場合は緊急連絡先に連絡してください。直接担当看護師の自宅には連絡できません。
- ・サービス従業者に看護以外の個人的な要件を依頼することはできません。
- ・看護の前後に手を洗いますので、水道を利用させてください。
- ・サービス従業者への茶菓の接待やお心づけは、一切しないようにお願い致します。

## 6. 相談窓口、苦情対応

当ステーションが提供するサービスについての相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

担当窓口 管理者 大谷 麻実

TEL 073-499-1005

(受付時間 平日午前9時～午後5時)

FAX 073-499-1006

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

和歌山市介護保険課	073-435-1190
岩出市生活福祉部保険介護課	0736-62-2141
紀の川市高齢介護課	0736-77-2511
海南市くらし部高齢介護課	073-483-8762
和歌山県国民健康保険団体連合会	073-427-4662

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行ない、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員などへ連絡をいたします。

## 8. 暴言・暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴言・暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大谷 麻実
-------------	-----------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

## 10. 第三者評価について

第三者評価は実施しておりません。

令和　　年　　月　　日

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

主たる事業所 訪問看護ステーションみちラボ和歌山

主たる事業所所在地 和歌山県和歌山市鳴神 1204-2 アルコバレーク 1C

管理者 大谷 麻実

説明者



印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

T E L

氏 名

印

(代理人) 住 所

T E L

氏 名

印